

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年5月14日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成31年2月22日静岡県告示第121号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
増田鑑雄	藤枝市岡部町野田沢字菅ノ窪40の2、40の8	藤枝市役所
増田忠夫	藤枝市岡部町野田沢字椎木谷60	藤枝市役所
堀田義郎	藤枝市助宗字屋敷山19、20、21、22の3	藤枝市役所